

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づく情報提供

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

許可・届出番号：派 37-300094

事業所名：株式会社アポロシステム

【対象期間：2023 年 4 月から 2024 年 3 月】

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ① 派遣労働者の数 | 12 名（2024 年 6 月 3 日現在） |
| ② 派遣先の数 | 7 社 |
| ③ マージン率 | 37.2% 計算式 $(A - B) \div A$ |
| 派遣料金の平均額（A） | 28,767 円（8 時間相当） |
| 派遣労働者の賃金平均額（B） | 18,068 円（8 時間相当） |
- ④教育訓練に関する事項
- 派遣労働者への個人情報保護に関する教育
 - 派遣労働者への安全衛生教育
 - 派遣労働者への技術維持向上の教育
- ⑤その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項
- 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り
- ⑥キャリアコンサルティング窓口
- 支援部 TEL：087-826-0301
- E-Mail：g-shien@apollosystem.co.jp
- ⑦派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- 締結している（協定書の有効期間終期 2025 年 3 月 31 日）
- 協定労働者の範囲（プログラマー、オペレーター、システムに関する補助に従事する従業員）

【マージン率に含まれる主な経費】

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・法定福利費：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・福利厚生費：健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・教育研修費：教育訓練費用、外部研修参加時の補助など
- ・諸経費：出張旅費、オフィス賃料や光熱費、通信費等の維持費など